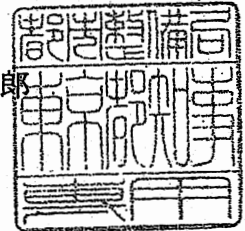




平成18年7月31日付18世道交第7号で申請のあった東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線については、都市計画法第79条の規定に基づき下記の条件を附し、同法第59条第1項の規定に基づき認可する。

平成18年10月18日

東京都知事 石原慎太郎



記

- 1 事業着手の際は、事業着手届及び工程表を提出すること。
- 2 事業着手後は、毎年度当初に、前年度末までの進捗よく状況を事業カルテにより報告し、早期しゅん工に努めること。
- 3 国土交通大臣に送付する認可図書の写しは、事業完了まで適切に保管し、事業完了時又は必要が生じた時には速やかに返却すること。
- 4 事業完了の際は、しゅん工届、しゅん工図及び完成写真を提出すること。
- 5 設計の具体化にあたっては、歩道部分の詳細な横断構成などについて、関係機関等と十分調整のうえ、適正な整備に努めること。
- 6 工事施行中はもとより供用後においても、他の道路との円滑な交通流の確保など、交通処理の適正化に努めるとともに、交通安全対策に十分配慮すること。